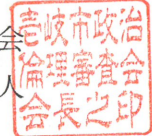


様式第5号（第6条関係）

平成29年5月8日

壱岐市長 白川 博一 様

壱岐市政治倫理審査会
会長 横山 正 人



調 査 結 果 報 告 書

壱岐市政治倫理条例第8条第4項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 調査対象者の氏名 壱岐市長 白川 博一

2. 調査請求の内容

(1) 調査請求の趣旨及び経過

調査請求代表者 武原由里子氏は、平成29年3月21日付けで壱岐市政治倫理条例第7条第1項の規定により、調査請求に必要な連署「(選挙権を有する人の100分の1以上の連署(有効署名259名))」をもって、壱岐市政治倫理条例に違反する疑いがあるとして、市長に対して、その調査を請求した。

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

壱岐市政治倫理条例第2条第1項

壱岐市政治倫理条例第4条第1項第4号

(3) 調査請求の対象となる事由の具体的内容(※調査請求書記載のとおり)

昨年4月の壱岐市長選で当選した白川博一市長は、対立候補を支援し信頼関係を損ねたとの理由で選挙後に、市内の建設会社を市発注公共事業の競争入札から、恣意的に市長の指示で排除した。市長は議会でもその旨述べ、認めている。市長は職権乱用の疑いで、元建設会社から長崎地検に刑事告訴され、その結果1月27日付けで受理された。長崎県内だけでなく全国にも、新聞各紙及びNHKテレビ、ラジオ等で報道され、これは、市民の代表としての品位と名誉を害する行為と言わざるを得ず、さらに職権乱用と

いう不正の疑惑を持たれた行為である。市長は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならないが、議会や市民に対して、一切、何の説明もなく、不誠実な対応に始終していると言わざるを得ない。仮に司法の場で説明するとしても、公の場で説明を果たさないという私的権利を行使するために、市政に対する市民の信頼に応えることができない状態に陥っており、公正で開かれた民主的な市政の発展を妨げるものである。よって、市政倫理条例に違反している疑いがあると認められるため、調査を請求する。

3. 調査結果

(1) 調査の経過等

上記記載の調査請求を受けて、市長は、平成29年3月24日付けで壱岐市政治倫理審査会へ調査を付託した。これを受けて本審査会は、平成29年4月13日に第1回壱岐市政治倫理審査会を開催し、以後、同年4月20日に第2回を、同年5月8日に第3回の審査会を開催し、調査を行った。第1回審査会の中で、調査請求の内容について調査を行い、次回の審査会において、関係者3名（市長、副市長、当該建設会社社長）を招致して、事情聴取を行うことで決定した。その後、第2回審査会において市長及び副市長を、第3回審査会において当該建設会社社長を招致して、事情聴取を行った。その後、同年5月8日、第3回審査会において、本審査会の判断について協議を行った結果、調査結果報告書として確定した。

(2) 審査会の意見

①壱岐市政治倫理条例第2条第1項について

壱岐市政治倫理条例第2条第1項は、議員及び市長等は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならないとある。

今回の案件について、公平性を保つため、関係者3名に対しそれぞれから事情聴取を行ったが、白川博一市長、中原康壽副市長からは、刑事告訴中という中で、発言を差し控える状況もあった。さらに市長は自らしかるべき時期において、説明・報告を行うことを明言しており、これらのことに基づき検討した結果、本条項に違反していることには当たらないと判断する。

②壱岐市政治倫理条例第4条第1項第4号について

壱岐市政治倫理条例第4条第1項第4号は、議員及び市長等は、公職にあるものに対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(4) 市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。である。

今回の案件について、前述のとおり、関係者3名に対しそれぞれから事情聴取を行っ

たが、それぞれの主張を聴取する中で、当該建設会社社長からは、今回の案件である入札における指名回避は、選挙で相手候補を応援したことのみで指名回避されたとの主張に対し、白川博一市長、中原康壽副市長からは、この件以外の事情があり、指名回避したとの主張もあった。さらに、白川博一市長、中原康壽副市長からの事情聴取の中で、刑事告訴中という事で供述が差し控えられたことから、信頼関係が崩れたとの今回の核心部分の内容について、事実関係は明らかにならなかった。このことにより、現段階で、当審査会における同条項への違反の有無の客観的判断は出来ないものと思料する。

③総括

今回の案件については、それぞれの主張が異なる中で、前述のとおり当審査会における違反の有無の判断は、困難な状況にあった。しかしながら、本案件により、市民に対し不安等を与えたことは紛れもない事実であり、市長は自ら今回の経緯等を含め説明責任を十分果たされることを求めるものである。